

歯科診療を実施している保険医療機関（診療所であって、歯科診療特別対応連携加算に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関は除く。）において、歯科診療特別対応連携加算に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科診療特別対応加算を算定した患者について、当該保険医療機関から文書による診療情報提供を受けた上で、外来において初診を行った場合には、月1回に限り所定点数に加算する。

3. 著しく歯科診療が困難な患者の歯科治療に係る連携の促進

著しく歯科診療が困難な患者に対する歯科医療を専門的に行う医療機関と地域の歯科診療を担う医療機関との連携促進を図る観点から、これらの医療機関に対して、基本診療料に係る歯科診療特別対応加算を算定している患者に係る情報を提供し、紹介した場合の評価を行う。

現 行	改定案
【診療情報提供料 I】 250点	【診療情報提供料 I】 250点
	注 歯科診療特別対応連携加算に係る施設基準又は地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、歯科診療特別対応加算を算定している患者について、当該患者又はその家族の同意を得て、歯科診療を行う保険医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、所定点数に〇点を加算する。(新)

4. 歯の保存に資する技術の評価

一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するために行われる継続的な歯周病安定期治療について、歯周病に対するリスクが高い者に関しては治療間隔期間の短縮を図る等、歯周治療を評価するとともに、歯の保存に資する歯内療法についても併せて評価する。

(1) 歯周病に関する技術の評価の見直し

現 行	改定案
【歯周病安定期治療（1口腔につき）】 300点	【歯周病安定期治療（1口腔につき）】 300点
注 2回目以降の歯周病安定期治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合は、この限りでない。	注 2回目以降の歯周病安定期治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合においてはこの限りでない。(改)
	[算定要件] ・2回目以降の歯周病安定期治療の算定については、前回実施した月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行うこと。ただし、歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる以下の場合については、3月以内の間隔で実施した歯周病安定期治療の費用は月1回に限り算定できる。なお、この場合、実施する理由（イ 歯周外科手術を実施した場合は除く。）、全身状態等を診療録に記載すること。また、ロ又はハに関しては主治の医師からの文書を添付すること。 イ 歯周外科手術を実施した場合 ロ 全身疾患の状態により歯周病の病状に大きく影響を与える場合 ハ 全身疾患の状態により歯周外科手術が実施できない場合 ニ 侵襲性歯周炎の場合 (改)
【歯周基本治療】 1 スケーリング（3分の1顎につき） 64点 2 スケーリング・ルートプレーニング（1歯につき） イ 前歯 58点 ロ 小臼歯 62点 ハ 大臼歯 68点 3 歯周ポケット搔爬（盲嚢搔爬）（1歯につき） イ 前歯 58点 ロ 小臼歯 62点	【歯周基本治療】 1 スケーリング（3分の1顎につき） 〇点(改) 2 スケーリング・ルートプレーニング（1歯につき） イ 前歯 〇点(改) ロ 小臼歯 〇点(改) ハ 大臼歯 〇点(改) 3 歯周ポケット搔爬（1歯につき） イ 前歯 〇点(改) ロ 小臼歯 〇点(改)

ハ 大臼歯 68点	ハ 大臼歯 〇点(改)
【歯周外科手術】（1歯につき）(例) 4 歯肉剥離搔爬手術 600点 5 歯周組織再生誘導手術 1次手術 730点 2次手術 300点	【歯周外科手術】（1歯につき）(例) 4 歯肉剥離搔爬手術 〇点(改) 5 歯周組織再生誘導手術 1次手術 〇点(改) 2次手術 〇点(改)
[算定要件] ・手術時歯根面レーザー応用加算 40点	[算定要件] ・手術時歯根面レーザー応用加算 〇点(改)
	【歯周病部分的再評価検査】 〇点(新) (1歯につき)
	注 歯周外科手術を行った部位に対して、歯周病の治療の状態を評価することを目的として実施した場合には、手術後に1回に限り算定する。(新)

(2) 歯内療法に関する技術の評価の見直し

現 行	改定案
【歯髄保護処置】（1歯につき） 3 間接歯髄保護処置 25点	【歯髄保護処置】（1歯につき） 3 間接歯髄保護処置 〇点(改)
【抜髄】（1歯につき）(例) 1 単根管 220点	【抜髄】（1歯につき）(例) 1 単根管 〇点(改)
【感染根管処置】（1歯につき）(例) 1 単根管 130点	【感染根管処置】（1歯につき）(例) 1 単根管 〇点(改)
【根管貼薬処置】（1歯1回につき）(例) 1 単根管 20点	【根管貼薬処置】（1歯1回につき）(例) 1 単根管 〇点(改)
【根管充填】（1歯につき） 注1 加圧根管充填を行った場合は、単根管、2根管又は3根管以上の所定点数に、118点、140点又は164点をそれぞれ加算する。	【根管充填】（1歯につき） 注1 加圧根管充填を行った場合は、単根管、2根管又は3根管以上の所定点数に、〇点、〇点又は〇点をそれぞれ加算する。(改)

患者の視点に立った歯科医療

- 骨子【I-7-(2)】
- 骨子【II-1-(2)】
- 骨子【II-3-(2)】

第1 基本的な考え方

1. 歯科の外来診療の特性を踏まえつつ、歯科医療の総合的な環境整備を行っている施設基準を満たした歯科医療機関における再診の評価を行う。
2. 歯科矯正は、唇顎口蓋裂等の先天性疾患に起因する咬合異常等、疾患としての位置付けが明確なものについて、診療報酬上評価しているが、患者の視点等を踏まえ、唇顎口蓋裂等の先天性疾患に起因する咬合異常に対する歯科矯正の適応症について拡大を行う。
3. 患者からみて難解な用語と思われる保険診療上の歯科用語の平易化等を図る。

第2 具体的な内容

1. 歯科医療の総合的な環境整備を行っている歯科医療機関を評価
再診時歯科外来診療環境体制加算の新設及び歯科外来診療環境体制加算（初診時）を見直す。

現 行	改定案
【歯科外来診療環境体制加算（初診料の加算）】 30点	【歯科外来診療環境体制加算（初診料の加算）】 〇点(改) 【再診時歯科外来診療環境体制加算（再診料の加算）】 〇点(新)
	注 歯科外来診療環境体制加算に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療の総合的な歯科医療環境の体制整備に係る取組を行った場合には、再診時歯科外来診療環境体制加算として、所定点数に〇点を加算する。(新)

2. 療養の給付の対象とする歯科矯正の適応症の拡大

歯科矯正治療に係る療養の給付の対象となる先天性疾患等の範囲を拡大する。